

豊富町空き家等対策計画

(令和 6 年度改定)

豊富町

目 次

第一 空き家等に関する対策の実施に関する基本的な方針

1. 所有者等による管理の原則・・・・・・・・・・・・・ 3
2. 特定空き家等及び管理不全空き家等の増加の抑制・・・・・・・・・・・・・ 3
3. 措置内容等の透明性及び適正性の確保・・・・・・・・・・・・・ 3
4. 計画の実施期間・・・・・・・・・・・・・ 4

第二 空き家等の実態と計画対象地区及び空き家等の種類

1. 本町における空き家等の実態調査・・・・・・・・・・・・・ 4
2. 空き家等に関する対策を実施する地区及び空き家等の種類・・・・・・ 5

第三 特定空き家等及び管理不全空き家等に対する措置等

1. 実施方針・・・・・・・・・・・・・ 5
2. 特定空き家等の認定・・・・・・・・・・・・・ 5
3. 特定空き家等及び管理不全空き家等に対する措置・・・・・・・・・・・・・ 6
4. 特定空き家等及び管理不全空き家等の増加抑制のための支援・・・・・・ 7
5. 空き家条例の適用外建築物等に対する措置・・・・・・・・・・・・・ 7
6. 特定空き家等及び管理不全空き家等に対する緊急安全措置・・・・・・・・・・ 7

第四 空き家等の利活用に対する取組

1. 基本的な姿勢・・・・・・・・・・・・・ 8
2. 空き家等の利活用促進体制の整備・・・・・・・・・・・・・ 8

第五 空き家等対策の実施体制

1. 豊富町空き家等対策協議会・・・・・・・・・・・・・ 9
2. 豊富町空き家等対策検討会議・・・・・・・・・・・・・ 10
3. 空き家等対策の所管課・・・・・・・・・・・・・ 10

第六 豊富町所有者不明土地対策計画

1. 所有者不明土地の利用の円滑化を図るための施策に関する基本的方針
・・・・・・・・・・・・・ 10

2. 地域福利増進事業を実施しようとする者に対する情報の提供又は助言その他所有者不明土地の利用の円滑化を図るために講ずべき施策に関する事項
・・・・・・・・・・11
3. 所有者不明の確知所有者に対する情報の提供又は助言その他の所有者不明土地の管理の適正化を図るために講ずべき施策に関する事項・・・・・・・・12
4. 地域福利増進事業を実施しようとする区域内の土地その他の土地に係る土地所有者等の効果的な探索を図るために講ずべき施策に関する事項・・・12
5. 低未利用土地の適正な利用及び管理の促進その他所有者不明土地の発生の抑制のために講ずべき施策に関する事項・・・・・・・・・・・・・12
6. 所有者不明土地の利用の円滑化を図るための体制の整備に関する事項・13
7. 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する普及啓発に関する事項・・・13
8. その他所有者不明土地の利用の円滑化等を図るために必要な事項・・・13

参考資料

1. 空き家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）
2. 空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（平成27年2月26日付け総務省・国土交通省告示第1号）
3. 「特定空き家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）（平成27年5月26日付け国住備第62号・総行地第76号）
4. 豊富町空き家等の適正管理に関する条例（平成28年3月11日条例第14号）
5. 豊富町空き家等の適正管理に関する条例施行規則（平成28年3月11日規則第12号）
6. 豊富町空き家等対策協議会運営要綱

用語の定義

◆「空き家等」

町内に所在する建築物又はこれに付属する工作物（以下「建築物等」という。）であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるものをいう。

◆「特定空き家等」

町内に所在する空き家等のうち、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家等をいう。

◆「管理不全空き家等」

町内に所在する空き家等のうち、適正な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空き家等に該当することとなるおそれのあると認められる空き家等をいう。

◆「所有者等」

空き家等を所有し、又は管理する者をいう。

豊富町空き家等対策計画

空き家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「空家法」という。）第7条第1項の規定に基づき、本町における空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、豊富町空き家等対策計画を次のとおり定める。

はじめに

近年、地域における人口減少や既存の住宅・建築物の老朽化、社会的ニーズの変化及び産業構造の変化などに伴い、居住その他常時使用していない空き家等が年々増加している。

平成30年に総務省が実施した住宅・土地統計調査によると、全国の総住宅数は6,240万戸となっているのに対し、空き家戸数は849万戸と全国の総住宅数に占める割合は13.6%となっている。また「賃貸用又は売却用の住宅」及び「二次的住宅」を除いた「その他の住宅」に属する空き家戸数は349万戸に上っており、これは全国の総住宅数に占める割合は5.6%であるが、その数は過去20年間で約1.9倍に増加しており、今後ますます増加することが想定される。

空き家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家法」という。）の施行以降、全国の空き家において、法の規定に基づく空き家等対策計画が作成され、協議会が組織されるとともに、適切な管理が行われていない空き家等への対応として、空家法の規定に基づく特定空き家等に対する措置のほか、条例に基づく措置や所有者等が自ら行う空き家等の除却への補助等の市町村の取組により、約9万物件（令和元年度末時点）の空き家等について除却、修繕等の対応がなされているところである。

空家法においては空き家等の所有者等が空き家等の適切な管理について第一義的な責任を有することを前提としつつ、住民に身近な行政主体であり、個別の空き家等の状況を把握することが可能な立場にある市町村が、地域の実情に応じた空き家等に関する対策の実施主体として位置付けられた。

令和5年度の空家法改正において、空き家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）の責務として、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空き家等の適切な管理に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する空き家等に関する施策に協力する努力義務の規定が加えられた。また、周囲に悪影響を及ぼす前の段階から空き家等の有効活用や適切な管理を確保するための規

定が加えられた。

本町においても総合的かつ計画的に空き家等の適正管理を図ることにより、町民の安全・安心の確保と生活環境の保全等を行うことを目的として、空き家等対策に係る施策を展開してきたが、この度の空き家法改正にともない、本町の基本的な方針である豊富町空き家等対策計画について、これまでの方針を継承しつつ、必要な改定を行うものである。

第一 空き家等に関する対策の実施に関する基本的な方針

1. 所有者等による管理の原則

空き家等の管理は、豊富町空き家等の適正管理に関する条例（以下「空家条例」という。）に規定されているとおり、第一義的には空き家等の所有者等が自らの責任において適切に行うことが前提である。

財産を所有する者の権利と責任は、憲法及び民法における財産権や所有権により保障されており、空き家等による私人間のトラブルについても、当事者により解決を図ることが原則である。

しかし、空き家等の所有者等が、経済的な事情等から所有する空き家等の管理を十分に行う事が出来ず、その管理責任を全うしない場合等も考えられる。そのような場合においては、基本的には所有者等の責任を前提としながらも不特定多数の町民を危険から守るために、町から所有者等に適正な管理を促すなど、空き家等に対して適切な措置を講ずることとする。

2. 特定空き家等及び管理不全空き家等の増加の抑制

適切な管理の行われない空き家等が、長期間にわたって放置されることは、将来的に周辺環境に悪影響を及ぼす管理不全空き家等の増加につながる。また、管理不全空き家等を長年放置することにより朽廃が進行し、特定空き家等となる。これを防ぐために、町民等に対して、空き家等を適切に管理することの重要性や、適切な管理がなされない空き家等が周辺にもたらす諸問題等について、「広報とよとみ」や豊富町のホームページ等に掲載し周知を図る。また、固定資産税納税通知書の発送に合わせて、空き家等の管理や利活用等の相談窓口を案内するなど管理不全空き家等や特定空き家等の増加抑制に努める。さらに、町外からの移住希望者に対する効果的な空き家等の情報提供を行うなど、空き家等を地域資源として活用する取組を推進する。

3. 措置内容等の透明性及び適正性の確保

空家法及び空き家条例により、町長は、周辺の生活環境の保全を図るために必要があると認められるときは、特定空き家等及び管理不全空き家等の所有者等に対し、適切な措置を講ずることができることとされている。他方、憲法及び民法で保障されている所有者等の権利に対する強い公権力の行使その他の町による積極的な介入は、例外的かつ限定的なものでなければならない。以上のことから、実施する措置については、本計画において示す措置に関する基準を踏まえ、個々の事案ごとに、必要かつ合理的な措置の内容等を

検討する。また、豊富町空き家等対策協議会等での協議により、判断の透明性及び適正性の確保を図る。

4. 計画の実施期間

本計画の実施期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とする。町は社会情勢の変化や本計画に基づき実施した対策の検証等を行い、計画の見直しを行う事とする。

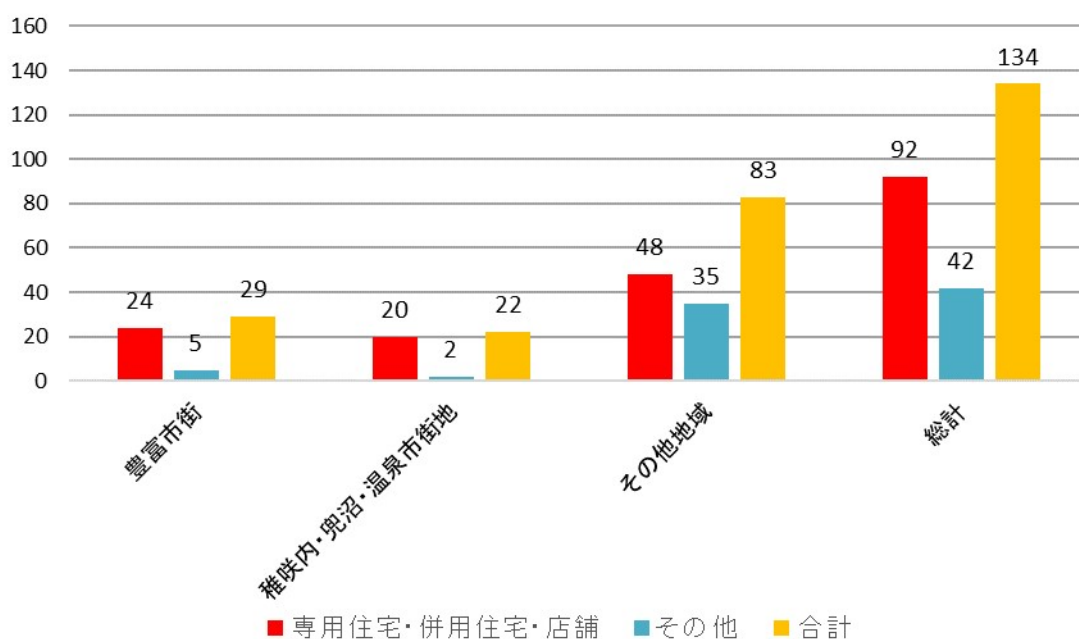
第二 空き家等の実態と計画対象地区及び空き家等の種類

1. 本町における空き家等の実態調査

町では、内全域を対象とした空き家調査を実施している。調査手法は、町内各地区を巡回し、目視及び電気メーター、水道メーターの確認等により空き家等と思われる家屋について、写真撮影を行い、その結果、既に倒壊している家屋、倒壊の危険のある家屋、居住には大規模な修繕が必要と思われる家屋等が、本町地域内に多数存在することを確認している。

毎年雪解け後に町内全域を巡回し、把握している空き家等の状態や新たに発生した空き家等の確認を行う事とする。

豊富町における空き家等の状況



2. 空き家等に関する対策を実施する地区及び空き家等の種類

(1) 対象地区

本計画における空き家等に関する対策を実施する対象地区は、本町全域とする。

(2) 対策を実施する空き家等の種類

対策を実施する空き家等の種類は、空家法第2条第1項で定める空き家等及び空き家条例第2条第1号に定める空き家等とする。

第三 特定空き家等及び管理不全空き家等に対する措置等

特定空き家等及び管理不全空き家等に該当する建築物等は、適切な管理が行われておらず、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすおそれがある又は及ぼしている状態であることから、町民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図るために、町は必要な措置を講ずるものとする。

1. 実施方針

空き家等の調査により、空き家等の分布が本町全域にわたることが確認されている。

管理不全空き家等について、空き家条例第8条の調査を行ったうえで、空き家条例第10条に基づく措置を検討する。また、特定空き家等に対する措置として、空き家条例第11条から第13条に基づく措置を検討する。

これらの措置は、いずれも空き家等の所有者等にとって強い公権力の行使を伴う行為であることに留意する必要がある。特に代執行は、長期間の事務対応と税負担という公益性・公平性に関する問題があること、解体費用を回収できない可能性が高いこと、所有者等の責務たる財産の管理責任の放棄を助長する恐れがあること等を考慮し、個別の事案に応じて、それ以外の手段がなく、真にやむを得ない場合に限り実施することを原則とする。

なお、特定空き家等の認定及び措置については、第五空き家等対策の実施体制1に記載の豊富町空き家等対策協議会の意見を踏まえて対応する。

2. 特定空き家等の認定

空き家等のうち、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められるものを、特定空き家等と認定する。その際の判断は一律のものではなく、当該空き家等の立地環境等地域の特性や、気候条件等地域の実情に応じ、特に犯罪の温床となる可能性や、子どもの遊び場となる危険性について考慮し、悪影響が及ぶ範囲を適宜判断したうえで、「特定空き家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)(平成27年5月26日付け国住備第62号・総行地第76号。以下「ガイドライン」という。)を参考に個別に判断する。

特定空き家等の認定にあたっては、まず、建築士資格を有する町職員がガイドラインの別紙を基に、ガイドライン第3章2.(1)の手続きにより空き家条例第8条第2項及び第3項に基づく立ち入り調査を行う。この調査により、特定空き家等に認定される可能性が見いだされたものについて、豊富町空き家等対策協議会の意見を踏まえて、町長が認定する。

3. 特定空き家等及び管理不全空き家等に対する措置

管理不全空き家等や特定空き家等に対する措置として、空き家条例第10条に規定する助言、指導及び勧告を行う。また、これらの措置を行なってもなお改善が図られない特定空き家等に対して、同条例第11条に規定する命令を行うこととする。同条例第13条に規定する代執行の措置の程度については、所有者等による措置状況を見定めながら個別に判断する。各措置を講ずるにあたっては、事前に当該空き家等の所有者等に連絡を取り、その危険性等の現状を詳しく伝えとともに、改善方策や所有者等の主張等を十分に把握するなど、所有者等の手による解決を最大限目指すこととする。

また、措置の内容については周囲の生活環境の保全を図るという規制目的を達成するために、必要かつ合理的な範囲で設定するものとする。

(1) 助言、指導及び勧告

町長は、管理不全空き家等について、適切な管理が必要と判断した場合は、ガイドライン第3章3.に記載する手続きにより、その所有者等に対し、空き家条例第10条第1項に基づく助言、指導を速やかに行うものとする。

助言、指導を行った空き家等について、管理不全な状態が改善されないと認めるときは、ガイドライン第3章4.に記載する手続きにより、その所有

者等に対し空き家条例第10条第2項に基づく勧告を行うものとする。

なお、空き家条例第10条第2項に基づく勧告の対象となる管理不全空き家等の用途が住宅である場合、その敷地については、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2に基づき、住宅用地に対する固定資産税の特例が適用されないこととなることから、現地での調査等を含め、財政課税務係との情報共有を徹底する。

（２）命令・公表及び代執行

勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合においては、豊富町空き家等対策協議会の意見を踏まえて、特定空き家等に認定し、その措置についても、同協議会の意見を踏まえて、その者に対しガイドライン第3章5.に記載する手続きにより、空き家条例第11条に基づく命令を行うものとする。

命令を受けた者がその措置を履行しないときは、空き家条例第12条に基づく公表を行う。

上記命令若しくは公表を受けた者が、その措置を履行しないとき、履行しても十分でないときは、ガイドライン第3章6.に記載する手続きにより、空き家条例第13条に基づく代執行を行うものとする。

なお、特定空き家等の除却を行政代執行により実施した際に発生する動産に係る処置については、行政代執行法上の位置づけはない。裁判例において「行政庁は、事務管理者として要求される程度の注意義務をもって、保管・管理する義務がある。」（さいたま地判平 16.3.17）との判示があることを踏まえつつ、個々の案件における動産の取扱いに関する所有者等への対応については、豊富町空き家等対策協議会の意見を踏まえ、適切に行う事とする。

4. 特定空き家等及び管理不全空き家等の増加抑制のための支援

空き家条例第17条に基づく支援として、空き家等及び転出等により、今後居住その他の使用が見込まれない建築物等の解体を行ったものに対し補助金交付の検討・実施を行い、特定空き家等及び管理不全空き家等の増加抑制を図り、町民の安心安全を確保し生活環境の保全を図ることとする。

5. 空き家条例の適用外建築物等に対する措置

居住その他の使用がなされている建築物等については、空き家条例による措置を講ずることはできない。しかしながら、建築物等の老朽化が著しく放置することにより倒壊等若しくは保安上危険となる恐れのある状態、又は敷地内に廃棄物をため込むなど、著しく衛生上有害となる恐れのある状態と認

められるものの、現に使用されている建築物等が周辺の生活環境に悪影響を及ぼすおそれのあること等が問題となっている。このような案件に対しては、当該建築物等の所有者等に適切な管理を求めつつ、関係法令に基づき必要な措置を講ずることとする。

6. 特定空き家等及び管理不全空き家等に対する緊急安全措置

特定空き家等及び管理不全空き家等については1. から3. に規定する措置を行う事とするものの、倒壊、崩壊、その他著しい危険が急迫しており、そのまま放置することにより町民に重大な危害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該空き家等の所有者等に代わって、当該空き家等の管理上最も適切な方法により危険を回避するための必要最低限の行為として緊急安全措置を行うこととする。

この場合、当該緊急安全措置を行うために要した費用は、当該所有者等に請求する。

第四 空き家等の利活用に対する取組

本町に存在する空き家等の中には、一定程度手を加えることにより使用できるものが存在する。

そもそも管理不全空き家等と認められる状態は、かつて使用可能だった空き家等が長期間にわたって放置された結果であることから、使用可能な空き家等の利活用を促進することは、空き家等対策における本質的な取組であると言える。

1. 基本的な姿勢

空き家等とは、所有者等が保有しているが使用されていない状態にある財産である。また、街の景観を形成する役割や、第三者の利活用による地域貢献の可能性など、地域が保有する財産としての側面もある。

町は、所有者等が空き家等を積極的に利活用する体制を整備するとともに、所有者等及び所有者等以外のものに対する必要な支援により、空き家等の利活用の推進を図る。

また、空き家等の管理や利活用に悩む所有者等からの相談は、特定空き家等及び管理不全空き家等の発生を未然に防ぐための重要なきっかけであることから、町は、空き家等に関する相談に対して積極的に耳を傾けることとする。

2. 空き家等の利活用促進体制の整備

(1) 豊富町空き家等情報登録制度

豊富町空き家等情報登録制度（以下「空き家等登録制度」という。）において、町内にある空き家や空き地の物件情報を登録・公開し、空き物件の有効活用を図る。

また、空き家等登録制度の設置効果を上げるには、登録数の底上げが重要であることから、町ホームページや広報とよみによる周知のほか、他機関との連携、固定資産税納税通知にあわせた空き家等登録制度の周知等を図る。

(2) 空き家等相談窓口

空き家等の管理や利活用に困っている所有者等や、空き家等を探している者、空き家等の所在地の周辺住民等からの空き家等に関する相談を受けるワンストップ窓口として、町民課に「空き家等相談窓口」を設置する。相談や要望、意見等を集約することにより、空き家等に関する施策の効果的な推進を図る。

(3) 所有者等による空き家等の適切な管理の周知と利活用の促進

空き家等の損壊が原因で他人に被害を与えた場合、法の規定により所有者等に賠償責任があること等を町ホームページや広報とよみで周知し、所有者等による空き家等の適切な管理や、利活用を促すとともに、その促進策として空き家等登録制度の登録空き家を賃貸のために改修を行ったものに対し、補助金交付の検討・実施を行う。

第五 空き家等対策の実施体制

1. 豊富町空き家等対策協議会

空き家条例第7条に基づき、町長のほか学識経験者等により構成する豊富町空き家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置し、町が講ずる空き家等対策について、以下の事項に関する協議を行う。

- 豊富町空き家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること
- その他空き家対策の推進に関し町長が必要と認め事項

2. 豊富町空き家等対策検討会議

空き家等対策全般に関することを検討するため、町民課長を委員長とした町職員からなる豊富町空き家等対策検討会議を設置し、町が講ずる空き家等対策について、以下の事項に関する検討を行う。

- 豊富町空き家等対策計画素案協議等、協議会における協議内容に関すること
- 空き家等対策に係る所管事項に関すること
- その他、空き家等対策の推進に関して必要な事項

3. 空き家等対策の所管課

町民等からの空き家等に関する相談は、町民課に設置した「空き家等相談窓口」において受け付けたうえで、相談内容に応じて所管課が密接に連携して対応する。

【所管事項及び所管課】

- 町民課：豊富町空き家等対策計画の策定、協議会及び検討会議運営、特定空き家等及び管理不全空き家等に対する措置、空き家等の相談受付、その他全般衛生上有害案件対策、防犯対策、警察との連携、空き家情報登録、空き家等対策関連補助、他団体との連携
- 総務課：防災対策、豊富町空き家等対策計画等に関する法務支援対応、移住・定住対策
- 財政課：固定資産税
- 建設課：住宅改修補助、特定空き家等の認定に伴う評価
- 商工観光課：商店のリフォーム補助
- 消防支署：災害対策
- 教育委員会：児童生徒の安全安心を確保するための空き家情報の提供

第六 豊富町所有者不明土地対策計画

1. 所有者不明土地の利用の円滑化を図るための施策に関する基本的方針

(1) 背景・目的

近年、人口減少・高齢化や相続件数の増加に伴い、空き家や低未利用地又、不動産登記簿だけでは所有者が分からない土地（いわゆる所有者不明土地）が増加している。これらの土地は町の活性化や公共事業の実施を阻害する他、適正な管理が実施されないことで、防災・防犯・安全・環境・景観等の多岐にわたる問題を生じ、住民の生活に対して様々な不利益を生じさせるおそれ

がある。こうした事態を防ぐべく、今後、更なる増加が見込まれる所有者不明土地や低未利用土地（以下、「所有者不明土地等」といいます）に対して総合的かつ計画的な対策を講じていくため、「豊富町所有者不明土地対策計画」を作成する。

（２）計画の位置付け

本計画は所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（以下、「所有者不明土地法」という）第 45 条第 1 項の規定による「所有者不明土地対策計画」であり、「所有者不明土地の利用の円滑化及び管理の適正化並びに土地の所有者の効果的な探索に関する基本的な方針（令和 4 年法務省・国土交通省告示第 1 号）」に基づき作成するもの。

また、豊富町まちづくり計画を上位計画とし、豊富町空き家等対策計画等の関連計画と連携を図りながら所有者不明土地等対策に取り組む。

（３）取り組み方針

本町では、空き地等の低未利用土地の実態調査の結果を踏まえ、次の①～③の課題に重点的に取り組んでいく。

- ①適切に管理されず周辺に悪影響を与えている低未利用土地の管理適正化
- ②中心市街地にある低未利用土地の利活用の促進
- ③所有者不明土地等の利活用及び管理適正化の促進の為に体制整備

（４）施策の対象とする地域

本計画の対象地域は、町内全域を対象地域と定める。

（５）施策の対象とする土地

対象とする土地は、所有者不明土地法第 2 条第 1 項に規定する所有者不明土地、土地基本法（平成元年法律第 84 号）第 13 条第 4 項に規定する低未利用土地とする。

（６）計画期間

本計画の対象期間は令和 7 年度から令和 11 年度（5 年間）までとする。

2. 地域福利増進事業を実施しようとする者に対する情報の提供又は助言その他所有者不明土地の利用の円滑化を図るために講ずべき施策に関する事項
- 活用したい意向があるにもかかわらず所有者が分からなくて困っている土地について、地域福利増進制度（※）等により活用できることを活動団体、事業者、住民等に対して広報誌やホームページ等で広く周知するほか、住民、

事業者等による積極的な利活用に当たって相談や協力が出来る支援体制を整備する。

【主な取り組み】

- ・所有者不明土地等の利活用に係る相談窓口の整備
- ・地域福利増進事業の制度や手続きを広報誌やホームページで周知
- ・地域福利増進事業を実施しようとする者に対する土地所有者等関連情報の提供
- ・地域福利増進事業を実施しようとする者からの問い合わせ等に対して、法的な手続きや解釈に関する助言等の支援

3. 所有者不明土地の確知所有者に対する情報の提供又は助言その他の所有者不明土地の管理の適正化を図るために講ずべき施策に関する事項

管理不全により周囲に悪影響を及ぼしている土地については、本来、所有者自ら適切に管理する責務を有することから、確知された所有者に対して、適切な管理を促す。

また、管理不全状態の所有者不明土地については、行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第6号に規定する助言・指導を行います。

それでもなお管理状態の改善が計られない所有者不明土地については、所有者不明土地法第38条各項の措置に基づく勧告等を行うことを検討する。

【主な取り組み】

- ・所有者不明土地等の利活用や管理不全土地に係る住民からの相談窓口の整備
- ・広報誌やホームページでの周知

4. 地域福利増進事業を実施しようとする区域内の土地その他の土地に係る土地所有者等の効果的な探索を図るために講ずべき施策に関する事項

所有者不明土地法第43条に基づく土地所有者等関連情報の利用・提供を円滑に行える体制を整備する。

【主な取り組み】

- ・所在が分からない所有者の探索方法の流れ及び手続の周知
- ・所有者不明土地等の利活用に係る相談窓口の整備

5. 低未利用土地の適正な利用及び管理の促進その他所有者不明土地の発生の抑制のために講ずべき施策に関する事項

低未利用土地の所有者不明土地にしないために、所有者による利活用や適切な管理を促すとともに、空き家バンク等の活用により、活用希望者とのマッチングを行う。

【主な取り組み】

- ・ 低未利用土地の利活用に係る相談窓口の整備
- ・ 空き家バンクの周知
- ・ 相続登記の義務化や相続土地国庫帰属制度の周知

6. 所有者不明土地の利用の円滑化を図るための体制の整備に関する事項

所有者不明土地対策には、庁内関係部署において横断的な連携を図り相談窓口の充実を行いながら、本計画を推進する。

7. 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する普及啓発に関する事項

所有者不明土地等の利用の円滑化や管理の適正化を推進するため、土地の利活用を希望する者や土地所有者に対して、広報やホームページ、各種セミナーの場を通じた土地の適正な管理や積極的な利活用の呼びかけ等の情報提供を行う。

8. その他所有者不明土地の利用の円滑化等を図るために必要な事項

本計画は、施策の進捗や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととする。

また、本計画の見直しに合わせて、町内における所有者不明土地等の管理状況について把握することを検討する。

※地域福利増進制度

地域福利増進制度とは、所有者が分からない土地（所有者不明土地）を公園の整備といった地域のための事業に利用することを可能にする制度。都道府県知事の裁定により、所有者不明土地に10年間（一部事業については20年間）を上限として利用することを可能としているもの。